

浜松市教育委員会会議次第

令和7年3月26日（水）
14時00分
教育委員会室

1 開会

- 2 前回会議録の報告及び承認
- 3 会議録署名人の決定（黒柳委員、鈴木委員）
- 4 会期の決定

5 議事

（1）議案

【議決案件】

- | | | |
|--------|--|---------|
| 第20号議案 | 浜松市教育委員会公印規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第21号議案 | 浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則の一部改正について | (教職員課) |
| 第22号議案 | 浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について | (教職員課) |
| 第23号議案 | 浜松市学校運営協議会規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第24号議案 | 浜松市立幼稚園園則の一部改正について | (幼保運営課) |
| 第25号議案 | 浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について | (教職員課) |
| 第26号議案 | 浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について | (健康安全課) |
| 第27号議案 | 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則及び浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の廃止について | (教職員課) |
| 第28号議案 | 浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について | (教育総務課) |
| 第29号議案 | 浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について | (教育総務課) |
| 第30号議案 | 浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について | (教育支援課) |
| 第31号議案 | 浜松市指定文化財の指定について | (文化財課) |

（2）報告

- ア 令和8年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について
(教職員課)

6 閉会

第 2 0 号 議 案
令和 7 年 3 月 2 6 日 提 出

浜松市教育委員会公印規則の一部改正について

浜松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育委員会公印規則（昭和 33 年浜松市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第 3 条関係）							別表（第 3 条関係）						
一般公印							一般公印						
名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数	名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
(略)							(略)						
幼稚園印	6	同上	同上	幼稚園名をもってする文書	園長	60	幼稚園印	6	同上	同上	幼稚園名をもってする文書	園長	57
幼稚園長印	7	同上	同上	園長名をもってする文書	同上	60	幼稚園長印	7	同上	同上	園長名をもってする文書	同上	57
小学校印	8	同上	同上	学校名をもってする文書	校長	96	幼稚園契印	8	縦 35 横 15	同上	文書類契印用	同上	57
小学校長印	9	同上	同上	校長名をもってする文書	同上	96	小学校印	9	方 18	同上	学校名をもってする文書	校長	95
中学校印	10	同上	(略)				小学校長印	10	同上	同上	校長名をもってする文書	同上	95
							小学校契印	11	縦 35 横 15	同上	文書類契印用	同上	95
							中学校印	12	方 18	(略)			

中学校長印	11	(略)					
高等学校印	12	同上	(略)				
高等学校長印	13	(略)					

中学校長印	13	(略)					
中学校契印	14	縦35 横15	同上	文書類契印用	同上	48	
高等学校印	15	方18	(略)				
高等学校長印	16	(略)					
高等学校契印	17	縦35 横15	同上	文書類契印用	同上	1	

専用公印

名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
(略)						
幼保運 營課專 用教育 委員會 印		(略)				
幼稚園 保育証 書專用 契印	8	縦35 横15	同上	卒業証書契 印用	園長	60
小学校 卒業証 書專用 契印	9	同上	同上	卒業証書契 印用	校長	96
中学校 卒業証 書專用 契印	10	同上	同上	卒業証書契 印用	同上	48
高等學校 卒業証 書專用 契印	11	同上	同上	卒業証書契 印用	同上	1
保育証 書專用 幼稚園 印	12	方45	同上	卒業証書用	園長	60
卒業証 書專用 小学校 印	13	方60	同上	卒業証書用	校長	96
卒業証 書專用	14	(略)				

名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
(略)						
幼保運 營課專 用教育 委員會 印		(略)				
保育証 書專用 幼稚園 印	8	方45	同上	卒業証書用	園長	57
卒業証 書專用 小学校 印	9	方60	同上	卒業証書用	校長	95
卒業証 書專用	10	(略)				

中学校 印	
卒業証書 専用 高等学 校印	15 (略)

ひながた

一般公印

1 ~ 7 (略)

8 · 9 (略)

1 0 · 1 1 (略)

1 2 · 1 3 (略)

専用公印

1 ~ 7 (略)

中学校 印	
卒業証書 専用 高等学 校印	11 (略)

ひながた

一般公印

1 ~ 7 (略)

8



9 · 1 0 (略)

1 1



1 2 · 1 3 (略)

1 4



1 5 · 1 6 (略)

1 7



専用公印

1 ~ 7 (略)

<u>8</u> 	<u>9</u> 	<u>10</u> 
<u>11</u> 		
<u>12 ~ 15</u> (略)	<u>8 ~ 11</u> (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

浜松市教育委員会公印規則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立平口幼稚園、竜川幼稚園及び浦川幼稚園並びに浜松市立浦川小学校が閉園・閉校されることに伴い、浜松市教育委員会公印規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

幼稚園3園及び小学校1校の減に伴い、園・学校印及び園・学校長印の個数を減じるもの

です。

	改正前	改正後
幼稚園印・幼稚園長印	60	57
小学校印・小学校長印	96	95

令和7年度から幼稚園保育証書及び小中高等学校卒業証書への契印押印を任意とすることに伴い、幼稚園保育証書専用契印及び小中高等学校卒業証書専用契印を廃止することとし、学割証をはじめとする文書への契印に用いるため、園・学校契印を一般公印として登録するものです。

改正前／専用公印	改正後／一般公印
幼稚園保育証書専用契印 小学校卒業証書専用契印 中学校卒業証書専用契印 高等学校卒業証書専用契印	幼稚園契印 小学校契印 中学校契印 高等学校契印

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 1 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提出

浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則の一部改正について

浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(案)

浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則（平成 20 年浜松市教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>浜松市指導力向上教員の取扱い</u> <u>に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「法」という。）第 25 条の規定による<u>指導不適切教員の認定</u>等の手続その他<u>指導力向上教員の取扱い</u>について必要な事項を定める。</p>	<p><u>浜松市指導力不足教員の取扱い</u> <u>に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「法」という。）第 25 条の規定による<u>指導が不適切である教員の認定、研修等の手続</u>その他<u>指導に課題がある教員の取扱い</u>について必要な事項を定める。</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p>
	<p>2 この規則において「<u>指導力不足教員</u>」とは、 次項に規定する指導が不適切である教員及び第 4 項に規定する指導に課題がある教員をいう。</p> <p>3 この規則において「<u>指導が不適切である教員</u>」とは、<u>心身の故障以外の理由</u>により、法第 25 条第 1 項に規定する児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教員として次の各号のい</p>

すれかに該当する教員をいう。

(1)～(3) (略)

3 この規則において「指導力向上教員」とは、
指導不適切教員及び指導力に関して支援を
要する教員をいう。

(指導不適切教員の認定申請)

第3条 所属長（学校の園長又は校長をいう。以下同じ。）は、当該学校の教員が指導不適切教員に該当すると認めるときは、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）に対し、委員会が別に定めるところにより、指導不適切教員の認定の申請を行うものとする。

(指導不適切教員の認定)

第4条 委員会は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該教員が指導不適切教員であることの事実を確認し、法第25条第1項の規定により、当該教員が指導不適切教員であるかどうかの認定を行う。

2 委員会は、指導不適切教員の認定に当たっては、当該教員から書面又は口頭により意見を聴かなければならない。

3 委員会は、指導不適切教員の認定に当たつ

が不適切である教員として次の各号のいずれかに該当し、かつ、学校において日常的に児童等への指導を行わせることに支障がある教員をいう。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない教員

4 この規則において「指導に課題がある教員」とは、指導が不適切である教員以外の教員であって、心身の故障以外の理由により、前項各号のいずれかに該当するものをいう。

(指導が不適切である教員の認定申請)

第3条 所属長（学校の園長又は校長をいう。以下同じ。）は、当該学校の教員が指導が不適切である教員に該当すると認めるときは、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）に対し、委員会が別に定めるところにより、指導が不適切である教員の認定の申請を行うものとする。

(指導が不適切である教員の認定)

第4条 委員会は、前条の申請があったときは、当該申請に係る事実を確認し、当該教員について、指導が不適切である教員であるかどうかの認定を行う。

2 委員会は、前項の規定による認定に当たっては、委員会が別に定めるところにより、当該教員及び第10条第1項に規定する審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 委員会は、前項の規定による意見聴取の結

ては、必要に応じ所属長に対して報告を求め、又は実地に調査するものとする。

4 委員会は、指導不適切教員の認定に当たっては、第10条第1項に規定する審査委員会の意見を聴かなければならない。

5 委員会は、指導不適切教員の認定に当たって、教員が指導不適切教員に該当することとなった原因が疾病等に起因するおそれがあると認めるときは、医師の意見を聞くことができる。

6 委員会は、指導不適切教員の認定を行ったときは、所属長及び当該教員に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(研修)

第5条 指導不適切教員であると認定された者は、委員会が別に定めるところにより、学校その他の教育機関において法第25条第1項に規定する指導改善研修（以下「研修」という。）を受けるものとする。

2 研修の期間は、原則として6か月を単位とする。

(研修の報告)

第6条 所属長は、研修の終了時において、研修の成果等を委員会に報告するものとする。

(指導の改善の程度の認定)

第7条 委員会は、前条の規定による報告に係

果、委員会が必要があると認める場合は、所属長に対して報告を求め、又は実地に調査するものとする。

4 委員会は、第1項の規定による認定に当たって、教員が指導が不適切である教員に該当することとなった原因が疾病に起因するおそれがあると認めるときは、医師の意見を聞くことができる。

5 委員会は、第1項の規定による認定を行ったときは、所属長及び当該教員に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(指導に課題がある教員の認定)

第4条の2 委員会は、委員会が別に定めるところにより、指導に課題がある教員の認定を行う。

(指導改善研修)

第5条 指導が不適切である教員と認定された者は、委員会が別に定めるところにより、学校その他の教育機関において指導改善研修（法第25条第1項に規定する指導改善研修をいう。以下同じ。）を受けるものとする。

2 指導改善研修の期間は、原則として6か月を単位とする。

(指導改善研修の報告)

第6条 所属長は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修の成果等を委員会に報告するものとする。

(指導の改善の程度の認定)

第7条 委員会は、前条の規定による報告に係

る指導不適切教員について、法第25条第4項の規定により、児童等に対する指導の改善の程度に関し、次の各号のいずれかの認定を行う。

(1) (略)

(2) 児童等に対する指導が不適切であるが、法第25条第2項ただし書に規定する期間の範囲内で研修の期間を延長すれば、適切に指導を行うことができる程度までの改善が見込まれる程度

(3) (略)

2 (略)

(指導力に関して支援を要する教員の取扱い)

第9条 第3条から前条までの規定は、指導力に関して支援を要する教員について準用する。この場合において、第4条第1項中「法第25条第1項の規定により、当該教員」とあるのは「当該教員」と、第5条第1項中「法第25条第1項に規定する指導改善研修（以下「研修」という。）」とあるのは「研修」と読み替えるものとする。

る指導が不適切である教員について、法第25条第4項の規定により、児童等に対する指導の改善の程度に関し、次の各号のいずれかの認定を行う。

(1) (略)

(2) 児童等に対する指導が不適切であるが、法第25条第2項ただし書に規定する期間の範囲内で指導改善研修の期間を延長すれば、適切に指導を行うことができる程度までの改善が見込まれる程度

(3) (略)

2 (略)

(課題改善研修)

第9条 指導に課題がある教員と認定された者は、委員会が別に定めるところにより、学校その他の教育機関において課題を改善するための研修（以下「課題改善研修」という。）を受けるものとする。

2 課題改善研修の実施について必要な事項は、委員会が別に定める。

(課題の改善の認定等)

第9条の2 委員会は、指導に課題がある教員について、前条第1項の規定による課題改善研修終了時において、その成果を判定した上で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を行う。

(1) 課題の改善が認められるとき。指導に課題がある教員の認定を解除し、所属長及

<p>(審査委員会)</p> <p>第10条 <u>法第25条第5項の規定</u>により、指導力向上教員の認定等について教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び市内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴くため、委員会に審査委員会を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>び当該教員に対し、その旨を通知する。</p> <p>(2) <u>課題の改善が認められないとき。</u> 所属長及び当該教員に対し、その旨を通知する。</p> <p>(審査委員会)</p> <p>第10条 <u>指導力不足教員の認定等</u>について教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び市内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴くため、委員会に審査委員会を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則の一部改正について

(提案理由)

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）に定める指導が不適切な教員及び指導に課題がある教員に対する研修について規定内容を明確化するため、これらの教員を「指導力不足教員」として定義し規則名を改めるほか、それぞれの指導力に応じた研修を行うことを明確化し、教員の指導力向上に資するよう規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 規則名の変更

教特法第25条に定める児童生徒等に対する指導が不適切である教員と不適切とまでは言えないが指導に課題がある教員を指導力不足教員と定義し、規則名をこれに則して改めるものです。

2 規定内容の明確化

指導が不適切である教員と指導に課題がある教員の認定、研修等について切り分けて規定し直すことで手続き等の明確化を図るものです。

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 2 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提出

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(案)

(浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成 29 年浜松市教育委員会規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当)	(扶養手当)
第 24 条 (略)	第 24 条 (略)
2 給与条例第 13 条第 2 項の規定による扶養親族には、次の各号のいずれかに該当する者は含まない。	2 給与条例第 13 条第 2 項の規定による扶養親族には、次の各号のいずれかに該当する者は含まない。
<u>(1) 扶養手当に相当する手当の支給を他から受けている者</u>	<u>(1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</u>
<u>(2) 所得の合計額が年額 130 万円程度以上である者</u>	<u>(2) 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</u>
(3) (略)	(3) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
第 25 条 給与条例第 14 条第 1 項の規定による扶養親族の届出は、扶養親族届による。	第 25 条 新たに給与条例第 13 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。扶養手当を受

けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

3 第1項に定める扶養親族届の提出があった場合において教育委員会が必要と認めたときは、扶養の事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

2 前項に定める扶養親族届の提出があった場合において教育委員会が必要と認めたときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

第25条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合においては、その届出の日(前条第2項に規定する場合にあっては、教育委員会が定める日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が給与条例第13条第1項に規定する要件を欠くに至った場合又は離職し、若しくは死亡した場合においては、それぞれその事実が生じた日又はその者が離職し、若しくは死亡した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

2 扶養手当を受けている職員に、その月額を減額すべき事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)、増額すべき事実が生じた場合においては、その届出の日(前条第2項に規定する場合にあっては、教育委員会が定める日)の属

	<p><u>する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</u></p>
<p>(地域手当)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第26条 (略)</p>
<p>2 給与条例第16条第1項の規定により、国若しくは他の地方公共団体の公務員又は前項に規定する者であった者で、引き続き職員となったもののうち、給与条例第15条第2項の規定により受けることとなる地域手当の支給割合が当該職員となった日(以下この項において「任用の日」という。)の前日に受けっていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合(以下この項において「任用前の支給割合」という。)に達しないこととなるものには、任用の事情、任用の日の前日ににおける勤務地等を考慮して、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができる。</p>	<p>2 給与条例第16条第1項の規定により、国若しくは他の地方公共団体の公務員又は前項に規定する者であった者で、引き続き職員となったもののうち、給与条例第15条第2項の規定により受けることとなる地域手当の支給割合が当該職員となった日(以下この項において「任用の日」という。)の前日に受けていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合(以下この項において「任用前の支給割合」という。)に達しないこととなるものには、任用の事情、任用の日の前日ににおける勤務地等を考慮して、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができる。</p>
<p>(1) 当該任用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 任用前の支給割合(任用前の支給割合が当該任用の日以後に改定された場合にあっては、<u>当該任用の日前日の任用前の支給割合</u>。次号において同じ。)</p>	<p>(1) 当該任用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 任用前の支給割合(任用前の支給割合が当該任用の日以後に変更された場合にあっては、<u>教育委員会が定める支給割合</u>。次号及び第3号において同じ。)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>(3) 当該任用の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 任用前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合</p>

(住居手当)

第44条 給与条例第18条第1項第1号の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(給与条例第13条第2項に規定する扶養親族で給与条例第14条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに教育委員会がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第46条 給与条例第18条第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、第52条に該当する職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)で、第52条第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務所の移転(派遣から職務に復帰した職員にあっては、当該復帰)の直前の住居であった住宅(前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準じるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第47条 (略)

(住居手当)

第44条 給与条例第18条第1項第1号の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第13条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに教育委員会がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第46条 給与条例第18条第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、第52条に該当する職員で、同条第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務所の移転(派遣から職務に復帰した職員にあっては、当該復帰)の直前の住居であった住宅(前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準じるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第47条 (略)

2 (略)

第48条 前条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、教育委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

第49条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合においては、その届出の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が離職し、死亡し、又は同項の職員たる要件を具備しなくなった場合においては、それぞれの者が離職し、死亡し、又は同項の職員たる要件を具備しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 住居手当を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）、増額すべき事実が生じるに至った場合においては、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会において居住の実情を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第48条 前条第1項の規定による届出(同条第3項に規定する場合にあっては、同項の規定による認定)に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、教育委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

第49条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合においては、その届出の日（第47条第3項に規定する場合にあっては、教育委員会が定める日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が離職し、死亡し、又は給与条例第18条第1項の職員たる要件を具備しなくなった場合においては、それぞれの者が離職し、死亡し、又は同項の職員たる要件を具備しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 住居手当を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）、増額すべき事実が生じるに至った場合においては、その届出の日（第47条第3項に規定する場合にあっては、教育委

その日の属する月) から改定する。

(へき地手当等)

第 55 条 (略)

2 (略)

3 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該へき地学校につき別表第9に定める級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(5) (略)

4・5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第 66 条 給与条例第 31 条第 3 項第 1 号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる別表第 10 に掲げる職に係る同表の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種及び2種 1万2,000円

(2) 3種 1万円

(3) 4種、8種及び11種 8,000円

(4) 5種から7種まで、9種、12種及び
15種 7,000円

(5) 10種及び13種 6,000円

(6) 14種 4,000円

2 給与条例第 31 条第 3 項第 1 号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

員会が定める日 の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から改定する。

(へき地手当等)

第 55 条 (略)

2 (略)

3 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、給料の月額。次項及び次条第 2 項において同じ。) に、当該へき地学校につき別表第9に定める級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(5) (略)

4・5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第 66 条 給与条例第 31 条第 3 項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

2 給与条例第 31 条第 3 項第 1 号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる別表第 10 に掲げる職に係る同表の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種及び2種 1万2,000円

(2) 3種 1万円

(3) 4種、8種及び11種 8,000円

(4) 5種から7種まで、9種、12種及び
15種 7,000円

(5) 10種及び13種 6,000円

3 (略)

4 給与条例第31条第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(一般の派遣職員の給与)

第69条 一般の派遣職員(外国派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下この条において同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」とい

(6) 14種 4,000円

3 (略)

4 次に掲げる場合には、給与条例第31条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 給与条例第31条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 給与条例第31条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

(一般の派遣職員の給与)

第69条 一般の派遣職員(外国派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下この条において同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国

う。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

2～8 (略)

別表第9 (第55条関係)

	名称	級別区分
小学校	(略)	
	浜松市立犬居小学校	(略)
	浜松市立浦川小学校	
	浜松市立佐久間小学校	
	浜松市立水窪小学校	
	浜松市立引佐北部小学校	
	(略)	

に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

2～8 (略)

別表第9 (第55条関係)

	名称	級別区分
小学校	(略)	
	浜松市立犬居小学校	(略)
	浜松市立佐久間小学校	
	浜松市立水窪小学校	
	浜松市立引佐北部小学校	
	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4及び別表第4の2を次のように改める。

別表第4 (第6条関係)

昇格時号給対応表

1 小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けた号給	昇格後の号給			
	2級	2級からの昇格		4級
		特2級	3級	
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1
44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	2	1	1
51	40	3	1	1
52	40	4	1	1
53	41	5	1	1
54	41	6	1	1
55	42	7	1	1
56	42	8	1	1
57	43	9	1	1

58	43	10	1	1
59	44	11	1	1
60	44	12	1	1
61	45	13	1	1
62	45	14	2	2
63	46	15	3	3
64	46	16	4	4
65	47	17	5	4
66	47	18	6	4
67	48	19	7	4
68	48	20	8	4
69	49	21	9	5
70	49	22	10	5
71	50	23	11	5
72	50	24	12	5
73	51	25	13	5
74	51	26	14	6
75	52	27	15	6
76	52	28	16	6
77	53	29	17	6
78	53	30	18	6
79	53	31	19	7
80	54	32	20	7
81	54	33	21	7
82	54	34	22	7
83	55	35	23	7
84	55	36	24	7
85	55	37	25	8
86	56	38	26	8
87	56	39	27	8
88	56	40	28	8
89	57	41	29	9
90	57	42	30	9
91	58	43	31	10
92	58	44	32	10
93	59	45	33	11
94	59	46	34	
95	60	47	35	
96	60	48	36	
97	61	49	37	
98	61	50	38	
99	61	51	39	
100	61	52	40	
101	62	53	41	
102	62	54	42	
103	62	55	43	
104	62	56	44	
105	63	57	45	
106	63	58	46	
107	63	59	47	
108	63	60	48	
109	64	61	49	
110	64	62	49	
111	64	63	50	
112	64	64	50	
113	65	65	51	

114	65	65	51	
115	65	66	52	
116	65	66	52	
117	66	67	53	
118	66	67	54	
119	66	68	55	
120	66	68	56	
121	67	69	57	
122	67	70	57	
123	67	71	58	
124	67	72	58	
125	68	73	59	
126		73	59	
127		74	60	
128		74	60	
129		75	61	
130		75	61	
131		76	61	
132		76	62	
133		77	62	
134		77	62	
135		77	62	
136		78	62	
137		78	62	
138		78	62	
139		79	62	
140		79	62	
141		79	62	
142		80	62	
143		80	62	
144		80	62	
145		81	62	
146		81	62	
147		81	62	
148		82	62	
149		82	62	
150		82	62	
151		83	63	
152		83	63	
153		83	63	
154		84	63	
155		84	63	
156		84	64	
157		85	64	
158		85	64	
159		85	64	
160		86	64	
161		86	65	
162		86	65	
163		87	66	
164		87	66	
165		87	67	

備考 職員を特2級から3級に昇格させた場合における第6条第1項及びこの表の規定の適用については、これらの規定中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあ

るのは、「2級から特2級への昇格がなく、引き続き2級に在級したものとして、昇給等の規定を適用して再計算した場合に特2級から3級への昇格の前日に受けることとなる号給」とする。

2 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けている号 給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5

46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	15
63	34	1	16
64	34	1	16
65	35	1	17
66	35	1	17
67	36	1	18
68	36	1	18
69	37	1	19
70	37	2	
71	38	3	
72	38	4	
73	39	5	
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	
79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	
98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	

102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	
106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	41	
124	60	42	
125	61	42	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	42	
130	61	42	
131	62	43	
132	62	43	
133	62	43	
134	62	43	
135	62	43	
136	62	43	
137	63	43	
138	63	43	
139	63	43	
140	63	43	
141	63	43	
142	63	43	
143	64	44	
144	64	44	
145	64	44	
146	64	44	
147	64	44	
148	64	44	
149	65	45	
150	65		
151	65		
152	66		
153	66		
154	66		
155	67		
156	67		
157	67		

別表第4の2（第8条関係）

降格時号給対応表

1 小学校中学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級		3級
		特2級からの降格	3級からの降格	
1	9	49	61	61
2	10	50	62	62
3	10	51	63	63
4	11	52	64	68
5	12	53	65	73
6	13	54	66	78
7	14	55	67	84
8	15	56	68	88
9	16	57	69	90
10	17	58	70	92
11	18	59	71	93
12	19	60	72	93
13	20	61	73	93
14	22	62	74	93
15	23	63	75	93
16	24	64	76	93
17	25	65	77	93
18	26	66	78	93
19	27	67	79	93
20	28	68	80	93
21	29	69	81	93
22	30	70	82	93
23	31	71	83	93
24	32	72	84	93
25	33	73	85	93
26	34	74	86	93
27	35	75	87	93
28	36	76	88	93
29	37	77	89	93
30	38	78	90	93
31	39	79	91	93
32	40	80	92	93
33	41	81	93	93
34	42	82	94	93
35	43	83	95	93
36	44	84	96	93
37	46	85	97	93
38	48	86	98	
39	50	87	99	
40	52	88	100	
41	54	89	101	
42	56	90	102	
43	58	91	103	
44	60	92	104	
45	62	93	105	
46	64	94	106	
47	66	95	107	
48	68	96	108	

49	70	97	110	
50	72	98	112	
51	74	99	114	
52	76	100	116	
53	79	101	117	
54	82	102	118	
55	85	103	119	
56	88	104	120	
57	90	105	122	
58	92	106	124	
59	94	107	126	
60	96	108	128	
61	100	109	131	
62	104	110	150	
63	108	111	155	
64	112	112	160	
65	116	114	162	
66	120	116	164	
67	124	118	165	
68	125	120	165	
69	125	121	165	
70	125	122	165	
71	125	123	165	
72	125	124	165	
73	125	126	165	
74	125	128	165	
75	125	130	165	
76	125	132	165	
77	125	135	165	
78	125	138	165	
79	125	141	165	
80	125	144	165	
81	125	147	165	
82	125	150	165	
83	125	153	165	
84	125	156	165	
85	125	159	165	
86	125	162	165	
87	125	165	165	
88	125	165	165	
89	125	165	165	
90	125	165	165	
91	125	165	165	
92	125	165	165	
93	125	165	165	
94	125	165		
95	125	165		
96	125	165		
97	125	165		
98	125			
99	125			
100	125			
101	125			
102	125			
103	125			
104	125			

105	125			
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			

161	125			
162	125			
163	125			
164	125			
165	125			

2 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	69	41
2	22	70	42
3	23	71	43
4	24	72	44
5	25	73	45
6	26	74	46
7	27	75	47
8	28	76	48
9	29	77	50
10	30	78	52
11	31	79	54
12	32	80	56
13	33	81	58
14	34	82	60
15	35	83	62
16	36	84	64
17	37	85	66
18	38	86	68
19	39	87	69
20	40	88	69
21	41	89	69
22	42	90	69
23	43	91	69
24	44	92	69
25	46	93	69
26	48	94	69
27	50	95	69
28	52	96	69
29	54	97	69
30	56	98	69
31	58	99	69
32	60	100	69
33	62	102	69
34	64	104	69
35	66	106	69
36	68	108	69
37	70	110	69
38	72	112	
39	74	114	
40	76	116	
41	78	123	
42	80	130	
43	82	142	
44	84	148	
45	86	149	
46	88	149	

47	90	149	
48	92	149	
49	94	149	
50	96	149	
51	98	149	
52	100	149	
53	102	149	
54	104	149	
55	106	149	
56	108	149	
57	112	149	
58	116	149	
59	120	149	
60	124	149	
61	130	149	
62	136	149	
63	142	149	
64	148	149	
65	151	149	
66	154	149	
67	157	149	
68	157	149	
69	157	149	
70	157		
71	157		
72	157		
73	157		
74	157		
75	157		
76	157		
77	157		
78	157		
79	157		
80	157		
81	157		
82	157		
83	157		
84	157		
85	157		
86	157		
87	157		
88	157		
89	157		
90	157		
91	157		
92	157		
93	157		
94	157		
95	157		
96	157		
97	157		
98	157		
99	157		
100	157		
101	157		
102	157		

103	157		
104	157		
105	157		
106	157		
107	157		
108	157		
109	157		
110	157		
111	157		
112	157		
113	157		
114	157		
115	157		
116	157		
117	157		
118	157		
119	157		
120	157		
121	157		
122	157		
123	157		
124	157		
125	157		
126	157		
127	157		
128	157		
129	157		
130	157		
131	157		
132	157		
133	157		
134	157		
135	157		
136	157		
137	157		
138	157		
139	157		
140	157		
141	157		
142	157		
143	157		
144	157		
145	157		
146	157		
147	157		
148	157		
149	157		

別表第12を次のように改める。

別表第12（第67条関係）

1 小学校中学校等教育職給料表の適用を受ける職員

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前						
再任用	1～4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400

短時間 勤務職 員以外 の職員	5~8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9~12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13~16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17~20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21~24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25~28	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29~32	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33~36	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	37~40	2,900	3,300	5,700	6,300	8,000
	41~44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45~48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49~52	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53~56	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57~60	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61~64	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65~68	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69~72	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73~76	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77~80	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81~84	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85~88	4,100	5,500	7,200	7,600	
	89~92	4,200	5,600	7,200	7,700	
	93~96	4,300	5,800	7,200	7,700	
	97~100	4,400	5,900	7,300		
	101~104	4,400	6,100			
	105~108	4,500	6,200			
	109~112	4,500	6,300			
	113~116	4,600	6,400			
	117~120	4,700	6,500			
	121~124	4,700	6,600			
	125~128	4,800	6,700			
	129~132		6,800			
	133~136		6,900			
	137~140		6,900			
	141~144		6,900			
	145~148		7,100			
	149~152		7,100			
	153~156		7,200			
	157~160		7,300			
	161~164		7,300			
	165		7,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

職員の 区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級	
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前									
再任用	1~4	2,000	2,500	5,700	7,400				
短時間	5~8	2,000	2,600	5,900	7,500				
勤務職	9~12	2,100	2,800	6,000	7,600				
員以外	13~16	2,200	2,900	6,100	7,700				
の職員	17~20	2,300	3,000	6,300	7,900				
	21~24	2,400	3,200	6,400	8,000				
	25~28	2,600	3,300	6,600	8,000				

29～32	2,700	3,500	6,800	8,000	
33～36	2,800	3,700	6,900	8,000	
37～40	2,900	3,800	7,000	8,000	
41～44	3,100	4,100	7,100		
45～48	3,200	4,300	7,200		
49～52	3,300	4,500	7,300		
53～56	3,400	4,800	7,400		
57～60	3,500	4,900	7,500		
61～64	3,600	5,100	7,500		
65～68	3,700	5,300	7,600		
69～72	3,800	5,400	7,700		
73～76	3,900	5,500			
77～80	4,000	5,600			
81～84	4,100	5,800			
85～88	4,100	5,900			
89～92	4,200	6,100			
93～96	4,300	6,200			
97～100	4,400	6,300			
101～104	4,400	6,400			
105～108	4,500	6,500			
109～112	4,500	6,600			
113～116	4,600	6,700			
117～120	4,700	6,800			
121～124	4,700	6,900			
125～128	4,800	6,900			
129～132	4,900	6,900			
133～136	4,900	7,100			
137～140	4,900	7,100			
141～144	5,000	7,200			
145～148	5,100	7,300			
149～152	5,100	7,300			
153～156	5,100				
157	5,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	5,100	6,400

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則(令和4年浜松市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 暫定再任用職員（浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号。以下「新条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は新条例附則第4条第1項若しく</p>	<p>附 則</p> <p>3 暫定再任用職員（浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号。以下「新条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は新条例附則第4条第1項若しく</p>

<p>は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、新給与規則第21条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新給与規則<u>第46条</u>及び第67条並びに別表第12の規定を適用する。</p>	<p>は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、新給与規則第21条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新給与規則<u>第55条第3項</u>及び第67条並びに別表第12の規定を適用する。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格をした職員の号給の特例)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして浜松市教育職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）第6条又は第8条の規定を適用する。
(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読み替え)
- 3 切替日から令和8年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の給与規則第24条第1項中「給与条例第13条第1項の」とあるのは「浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年浜松市条例第31号）附則第4項の規定により読み替えられた給与条例（以下「読み替え後の給与条例」という。）第13条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の9級に相当する職員として」と、第1条の規定による改正後の給与規則第24条第2項及び第4項、第25条第1項並びに第25条の2第1項中「給与条例」とあるのは「読み替え後の給与条例」とする。
(行政職給料表の8級以上に相当する職員)
- 4 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年浜松市条例第31号）附則第4項の規定により読み替えられた浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）第13条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として教育委員会規則で定める職員は、給与規則第24条第1項及び第4項に規定する職員とする。
(地域手当に関する経過措置)
- 5 切替日の前日までに第1条の規定による改正前の給与規則第26条第2項に規定する職員となった者については、第1条の規定による改正後の給与規則第26条第2項中

「(2) 当該任用の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間 (前号に掲げる期間を除く。)
(3) 当該任用の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間 (前 2 号に掲げる期間を除く。)

任用前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合」とあるのは、
任用前の支給割合に 100 分の 60 を乗じて得た割合」

「(2) 当該任用の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間 (前号に掲げる期間を除く。)
任用前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合」とする。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における配偶者手当を受ける一般の派遣職員の扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与規則第 69 条第 1 項の規定の適用については、同項中「及び扶養手当」とあるのは「及び扶養手当 (当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和 27 年法律第 93 号)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)」と、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和 27 年法律第 93 号)」とあるのは「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」とする。

(細目)

7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和6年10月2日）を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「教育給与条例」という。）の一部を改正することに伴い、昇格時号給対応表を改定する等条例の施行に必要な所要の整備を行うほか、浜松市立浦川小学校の閉校に伴う必要な規定整備のため、浜松市教育職員の給与に関する規則（以下「教育給与規則」という。）等の一部を改正するものです。

(改正内容)

第1条関係

1 扶養手当の認定手続きに関する規定

国が法改正において認定手続きを人事院規則へ規定し直したことに伴い、教育給与条例に規定されていた認定手続きを教育給与規則へ規定し直すものです。

2 地域手当の異動保障に関する規定

国が定める地域手当の異動保障の期間が3年に改められたことに合わせて規定を改めるものです。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する手当支給に関する規定

教育給与条例の一部改正により、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）に対して住居手当及びへき地手当の支給が可能となったことから、支給に必要な規定を教育給与規則に定めるものです。

4 管理職員特別勤務手当の支給に関する規定

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯が22時から翌日午前5時に拡大されることに伴い、手当支給に必要な事項を規定するものです。

5 へき地手当の対象校の変更

教育給与規則別表に定めるへき地手当の対象校から閉校となる浦川小学校を削るもの

です。

第2条関係

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のため、教育給与条例の一部改正により小学

校、中学校及び高等学校の給料表の改定を行うことから、これに応じた昇格時号給対応表、降格時号給対応表及び義務教育等教員特別手当に係る対応表の改定を行うものです。

第3条関係

定年前再任用職員に対する住居手当及びべき地手当の支給を暫定再任用職員にも適用できるよう、浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年浜松市教育委員会規則第7号）の附則第3項に定める暫定再任用職員の規定を改めるものです。

その他

給料の切替えに際して必要な特例等を定めるほか、扶養手当及び地域手当の改正について必要な経過措置を定め、字句の整理等必要な所要の整備を行うものです。

（施行期日）

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 3 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提 出

浜松市学校運営協議会規則の一部改正について

浜松市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

浜松市学校運営協議会規則（令和元年浜松市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、<u>市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資すること</u>を理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、<u>地域とともにある学校の実現に資すること</u>を理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

浜松市学校運営協議会規則の一部改正について

(提案理由)

第3次教育総合計画の教育理念を引用する浜松市学校運営協議会規則について、同計画の完了に伴い、その一部を改正するものです。

(改正内容)

学校運営協議会の目的を規定する浜松市学校運営協議会規則第3条において、第3次教育総合計画の教育理念が引用されているが、令和6年度末をもって第3次教育総合計画が完了することから、今後の学校運営協議会の在り方を検討し、文言の一部を改めるものです。

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 4 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提 出

浜松市立幼稚園園則の一部改正について

浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）

浜松市立幼稚園園則（平成 2 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																		
附 則 (定員の特例) 3 当分の間、別表浜松市立舞阪幼稚園の項中「210人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立平口幼稚園の項中「105人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立竜川幼稚園の項及び浜松市立浦川幼稚園の項中「60人」とあるのは「0人」とする。	附 則 (定員の特例) 3 当分の間、別表浜松市立和地幼稚園の項及び浜松市立高台幼稚園の項中「105人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立舞阪幼稚園の項中「210人」とあるのは「0人」とする。																																																		
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）																																																		
<table border="1"><thead><tr><th>幼稚園</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>浜松市立小松幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立平口幼稚園</td><td>105人</td></tr><tr><td>浜松市立北浜南幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>浜松市立光明幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立竜川幼稚園</td><td>60人</td></tr><tr><td>浜松市立熊幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>浜松市立気田幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立浦川幼稚園</td><td>60人</td></tr><tr><td>浜松市立佐久間幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	幼稚園	定員	(略)		浜松市立小松幼稚園	(略)	浜松市立平口幼稚園	105人	浜松市立北浜南幼稚園	(略)	(略)		浜松市立光明幼稚園	(略)	浜松市立竜川幼稚園	60人	浜松市立熊幼稚園	(略)	(略)		浜松市立気田幼稚園	(略)	浜松市立浦川幼稚園	60人	浜松市立佐久間幼稚園	(略)	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>幼稚園</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>浜松市立小松幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立北浜南幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>浜松市立光明幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立熊幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>浜松市立気田幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立佐久間幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	幼稚園	定員	(略)		浜松市立小松幼稚園	(略)	浜松市立北浜南幼稚園	(略)	(略)		浜松市立光明幼稚園	(略)	浜松市立熊幼稚園	(略)	(略)		浜松市立気田幼稚園	(略)	浜松市立佐久間幼稚園	(略)	(略)	
幼稚園	定員																																																		
(略)																																																			
浜松市立小松幼稚園	(略)																																																		
浜松市立平口幼稚園	105人																																																		
浜松市立北浜南幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立光明幼稚園	(略)																																																		
浜松市立竜川幼稚園	60人																																																		
浜松市立熊幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立気田幼稚園	(略)																																																		
浜松市立浦川幼稚園	60人																																																		
浜松市立佐久間幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
幼稚園	定員																																																		
(略)																																																			
浜松市立小松幼稚園	(略)																																																		
浜松市立北浜南幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立光明幼稚園	(略)																																																		
浜松市立熊幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立気田幼稚園	(略)																																																		
浜松市立佐久間幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

浜松市立幼稚園園則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園を廃園するほか、浜松市立和地幼稚園及び浜松市立高台幼稚園の休園に伴い、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 定員の特例

別表の浜松市立和地幼稚園及び浜松市立高台幼稚園の項中「105人」とあるのは「0人」とする特例を附則に加え、浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園を附則から削るものです。

2 定員

別表の表中から浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園の項を削除するものです。

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 5 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提 出

浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について

浜松市学校事務センターに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市学校事務センターに関する規則の一部を改正する規則(案)

浜松市学校事務センターに関する規則（平成29年浜松市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）
名称	拠点校	連携校
(略)		
8部会 学校事 務セン ター	二俣小 学校	光明小学校、上阿多古小学 校、下阿多古小学校、熊小 学校、横山小学校、犬居小 学校、気田小学校、 <u>浦川小 学校</u> 、佐久間小学校、水窪 小学校、清竜中学校、光が 丘中学校、春野中学校、水 窪中学校及び佐久間中学 校

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(第25号議案の説明資料)

教職員課

浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立浦川小学校の閉校に伴い、本規則の対象校を改めるため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

別表に定める8部会学校事務センターが助言、調整等を行う対象校から浦川小学校を削るものです。

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 6 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提 出

浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市立学校給食センター条例施行規則（平成 17 年浜松市教育委員会規則第 26 号）
の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(実施学校)		(実施学校)	
第 2 条 浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。		第 2 条 浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。	
名称	実施学校	名称	実施学校
(略)		(略)	
浜松市天竜学校 給食センター	浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、 <u>浜松市立</u> <u>竜川幼稚園</u> 、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立二俣小学校、浜松市立光明小学校、浜松市立上阿多古小学校、浜松市立下阿多古小学校、浜松市立熊小学校、浜松市立横山小学校、浜松市立佐久間小学校、浜松市立清竜中学校、浜松市立光が丘中学校及び浜松市立佐久間中学校	浜松市天竜学校 給食センター	浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立二俣小学校、浜松市立光明小学校、浜松市立上阿多古小学校、浜松市立下阿多古小学校、浜松市立熊小学校、浜松市立横山小学校、浜松市立佐久間小学校、浜松市立清竜中学校、浜松市立光が丘中学校及び浜松市立佐久間中学校
(略)		(略)	
浜松市引佐学校 給食センター	浜松市立浦川幼稚園、浜松市立引佐幼稚園、浜松市立金指幼稚園、浜松市立奥山幼稚園、浜松市立伊平幼稚園、浜松市立引佐北部みさと幼稚園、浜松市立井伊谷小学校、浜松市立金指小学校	浜松市引佐学校 給食センター	浜松市立引佐幼稚園、浜松市立金指幼稚園、浜松市立奥山幼稚園、浜松市立伊平幼稚園、浜松市立引佐北部みさと幼稚園、浜松市立井伊谷小学校、浜松市立金指小学校、浜松市立奥山小学校

校、浜松市立奥山小学校、 浜松市立 <u>浦川小学校</u> 、浜松 市立引佐北部小学校、浜松 市立引佐南部中学校及び 浜松市立引佐北部中学校	校、浜松市立引佐北部小学 校、浜松市立引佐南部中学 校及び浜松市立引佐北部 中学校
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園の廃園並びに浜松市立浦川小学校の浜松市立佐久間小学校への統廃合に伴い、浜松市天竜学校給食センター及び浜松市引佐学校給食センターが学校給食を実施する学校を変更するため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

同規則第2条の表に掲げる浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校のうち、浜松市立竜川幼稚園、浜松市立浦川幼稚園及び浜松市立浦川小学校を削るもので

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 7 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提 出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則及び浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の廃止について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則及び浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則及び浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則を廃止する規則(案)

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則（平成 21 年浜松市教育委員会規則第 7 号）
- (2) 浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則（昭和 34 年浜松市教育委員会規則第 2 号）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(第27号議案の説明資料)

教職員課

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則及び浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の廃止について

(提案理由)

小中学校及び高等学校並びに幼稚園に所属する教育職員の人事評価制度の構成を市長事務部局の取扱いを踏まえたものとするものです。

(改正内容)

小中学校及び高等学校並びに幼稚園に所属する教育職員の人事評価に関する規則を廃止するものです。

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 8 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提出

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程を改正する訓令甲を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令甲（案）

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程（昭和 43 年浜松市教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
職員	勤務時間	休憩時間	週休日	職員	勤務時間	休憩時間	週休日
幼稚園に勤務する職員 (与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、可美幼稚園、舞阪幼稚園、雄踏幼稚園、中瀬幼稚園、上島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、浦川幼稚園、佐久間幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼	(略)			幼稚園に勤務する職員 (与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、伊佐見幼稚園、可美幼稚園、舞阪幼稚園、雄踏幼稚園、中瀬幼稚園、上島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、佐久間幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼	(略)		

稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員を除く。)		稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員を除く。)	
与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、可美幼稚園、中瀬幼稚園、上島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員	(略)	与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、 <u>伊佐見幼稚園</u> 、可美幼稚園、中瀬幼稚園、上島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員	(略)
舞阪幼稚園、雄踏幼稚園、 <u>浦川幼稚園</u> 及び佐久間幼稚園に勤務する職員	(略)	舞阪幼稚園、雄踏幼稚園及び佐久間幼稚園に勤務する職員	(略)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について

(提案理由)

浜松市立浦川幼稚園の閉園及び浜松市立伊佐見幼稚園における預かり保育事業の開始に伴い、浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正するものです。

(改正内容)

令和6年度末をもって浜松市立浦川幼稚園が閉園することに伴い、別表から同幼稚園の記載を削るもので

また、令和7年度から浜松市立伊佐見幼稚園において、預かり保育事業を開始することに伴い、同幼稚園の勤務可能な時間帯を変更するものです。

改正前	改正後
午前7時30分から午後 5時15分までの間にお ける7時間45分	午前7時30分から午後 7時までの間における7 時間45分

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 2 9 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提出

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲 (案)

浜松市教育委員会職員安全衛生規程 (昭和 57 年浜松市教育委員会訓令甲第 2 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(衛生管理者の設置) 第 6 条 法第 12 条の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に衛生管理者を置き、職員のうちから教育委員会が任命する。 (1)～(3) (略) (4) 所属職員の数が常時 50 人以上である 小学校及び中学校	(衛生管理者の設置) 第 6 条 法第 12 条の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に衛生管理者を置き、職員のうちから教育委員会が任命する。 (1)～(3) (略) (4) 所属職員の数が常時 50 人以上である 小学校及び中学校 <u>(次号に掲げるものを除く。)</u> <u>(5) 所属職員の数が常時 50 人以上である 小中一貫校 (浜松市立小中学校管理規則 (昭和 32 年浜松市教育委員会規則第 1 号) 第 34 条第 1 項の表の右欄に掲げる ものをいう。以下同じ。)</u>
(衛生委員会の設置) 第 10 条 法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に当該各号に定める衛生委員会を置く。 (1)・(2) (略)	(衛生委員会の設置) 第 10 条 法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に当該各号に定める衛生委員会を置く。 (1)・(2) (略)

(3) 所属職員の数が常時 50 人以上である
小学校及び中学校 職員衛生委員会の上
に各学校の名称を付したもの

(3) 所属職員の数が常時 50 人以上である
小学校及び中学校 (次号に掲げるものを
除く。) 職員衛生委員会の上に各学校
の名称を付したもの

(4) 所属職員の数が常時 50 人以上である
小中一貫校 職員衛生委員会の上に各小
中一貫校の呼称を付したもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

(提案理由)

令和7年度から浜松中部学園に衛生管理者、産業医及び衛生委員会（以下「衛生管理者等」という。）を設置することに伴い、浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正するものです。

(改正内容)

令和7年度から浜松中部学園に衛生管理者等を設置するにあたり、浜松市立小学校及び中学校条例上、小学校及び中学校の2校から成る小中一貫校においても一つの事業場として衛生管理者等を設置できるよう規定を改めます。

- (1) 第6条（衛生管理者の設置）に、衛生管理者を設置できる箇所として「所属職員の数が常時50人以上である小中一貫校」を追加。
- (2) 第10条（衛生委員会の設置）に、衛生委員会を設置できる箇所として「所属職員の数が常時50人以上である小中一貫校」を追加。

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 3 0 号 議 案
令和 7 年 3 月 26 日 提 出

浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について

浜松市立浦川小学校の浜松市立佐久間小学校への統合に伴い、浜松市立小・中学校通学区域を次のように改正する。

教育長 宮 崎 正

1 改正案

浜松市立小・中学校通学区域（抜粋）

	中学校名	小学校名	区名	町 名
改 正 前	佐久間	佐久間	天竜区	佐久間町相月・佐久間町大井・佐久間町奥領家・ 佐久間町上平山・佐久間町佐久間・佐久間町戸口・ 佐久間町中部・ <u>佐久間町半場 (700 番地の 1~707 番地 の 8 を除く)</u>
		浦川	天竜区	<u>佐久間町浦川・佐久間町川合・佐久間町半場 (700 番地 の 1~707 番地の 8)</u>

	中学校名	小学校名	区名	町 名
改 正 後	佐久間	佐久間	天竜区	佐久間町相月・ <u>佐久間町浦川</u> ・佐久間町大井・ 佐久間町奥領家・佐久間町上平山・ <u>佐久間町川合</u> ・ 佐久間町佐久間・佐久間町戸口・佐久間町中部・ 佐久間町半場

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

2 改正年月日

令和 7 年 4 月 1 日

浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について

(提案理由)

浜松市立浦川小学校の浜松市立佐久間小学校への統合に伴い、浜松市立小・中学校通学区域を次のように改正するものです。

(改正内容)

浜松市立佐久間小学校の通学区域に、新たに佐久間町浦川、佐久間町川合を加え、佐久間町半場（700番地の1～707番地の8を除く）を佐久間町半場とするものです。

浜松市立浦川小学校の通学区域は削ります。

中学校名	小学校名	区名	町名
佐久間	佐久間	天竜区	佐久間町相月・佐久間町大井・佐久間町奥領家・ 佐久間町上平山・佐久間町佐久間・佐久間町戸口・ 佐久間町中部・ <u>佐久間町半場（700番地の1～707番地の8を除く）</u>
	浦川	天竜区	<u>佐久間町浦川・佐久間町川合・佐久間町半場（700番地の1～707番地の8）</u>



中学校名	小学校名	区名	町名
佐久間	佐久間	天竜区	佐久間町相月・ <u>佐久間町浦川</u> ・佐久間町大井・ 佐久間町奥領家・佐久間町上平山・ <u>佐久間町川合</u> ・ 佐久間町佐久間・佐久間町戸口・佐久間町中部・ <u>佐久間町半場</u>

(施行期日)

この改正は、令和7年4月1日から施行するものです。

第 3 1 号 議 案

令和 7 年 3 月 26 日 提出

浜松市指定文化財の指定について

次のとおり浜松市指定文化財に指定する。

教育長 宮 崎 正

浜松市指定文化財の指定

1 種 別 記念物（天然記念物）

2 名称等 雨生山湿地

3 所在地 浜松市浜名区三ヶ日町平山
平山国有林内（面積 3.30ha）

4 所有者 林野庁関東森林管理局

浜松市指定文化財の指定について

(提案理由)

浜松市文化財保護条例第33条第2項において準用する第4条第3項の規定により、浜松市指定文化財の指定について浜松市文化財保護審議会に諮問し、同条例第44条の規定に基づき浜松市文化財保護審議会の建議を受けたため。

(提案内容)

- 1 種 別 記念物（天然記念物）
- 2 名称等 雨生山湿地
- 3 所在地 浜松市浜名区三ヶ日町平山
平山国有林内（面積 3.30ha）
- 4 所有者 林野庁関東森林管理局
- 5 概 要

雨生山湿地は、かつてこの区域一帯が三河と遠州をつなぐ交通・物流経路の役割を担っていたことを、今に伝える数少ない事例であることに加え、蛇紋岩地に成立する湿地であるという貴重な特異性を持っている。

また、植生の遷移の進行が極めて遅く、現在においても草地性の環境を維持している数少ない場所であり、希少とされる動植物の生息・生育地としても重要である。

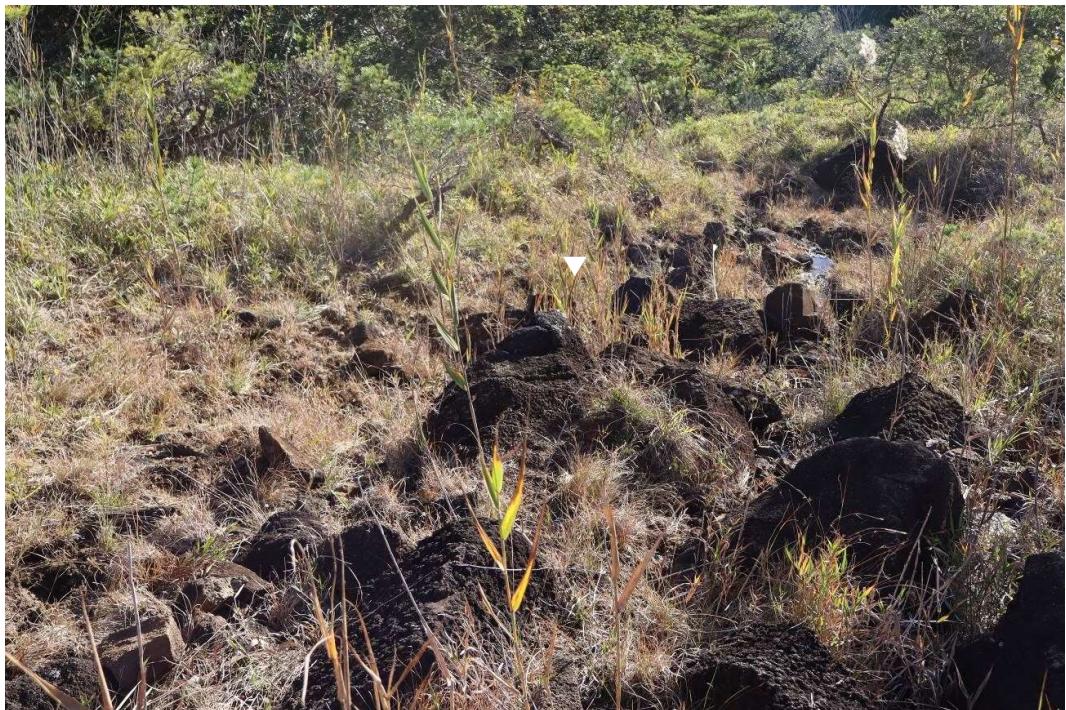
これらのことから、この区域を長く保護されるべきものとして文化財指定することが適当である。

6 写 真

次頁のとおり



雨生山湿地の現況 1



雨生山湿地の現況 2

令和8年度採用（令和7年度実施）浜松市立小・中学校教員採用選考試験 志願状況について

教職員課 採用管理担当

1 試験区分別志願数

（1）志願者数

	小学校教員	中学校教員										発達支援教育推進教員			養護教諭	合計	前回からの増減
		国	社	数	理	音	美	体	技	家	英	計	小	中	計		
単純出願数（第1希望者数）	210	24	55	31	21	12	10	106	6	3	39	307	9	9	18	42	577
前回からの増減	△ 54	△ 10	△ 7	△ 7	△ 2	1	3	△ 11	△ 1	△ 6	△ 4	△ 44	△ 2	△ 1	△ 3	△ 12	△ 113

（2）併願者数及び併願を含む志願総数

小中併願	併願者数（第2希望者数）	20	4	2	6	4	1	0	1	0	0	2	20			40	0	
発達併願	併願者数（第2希望者数）	7	1	2	1	0	1	0	3	0	0	1	9	20	9	29	45	△ 10
志願総数（第1希望+第2希望）		237	29	59	38	25	14	10	110	6	3	42	336	29	18	47	42	662 △ 123

2 志願者の内訳

		小学校教員	中学校教員	発達支援教員	養護教諭	合計	前回からの増減
ア	大学等推薦特別選考	25	14	2		41	△ 4
イ	障がいに配慮した選考	0	1	1	0	2	0
ウ	浜松市内	104	180	11	29	324	△ 42
現住所	浜松市外（県内）	15	21	1	1	38	△ 4
	県外	45	52	2	4	103	△ 34
	その他	46	54	4	8	112	△ 33
エ	20-24歳	146	208	4	23	381	△ 68
	25-29歳	42	66	4	13	125	△ 13
	30-34歳	9	16	4	4	33	△ 14
	35-39歳	4	6	3	1	14	△ 7
	40歳代	5	8	3	1	17	△ 8
	50歳代	4	3	0	0	7	△ 3
オ	学生	121	134	3	13	271	△ 88
	任期付教員	5	22	2	2	31	△ 14
	臨時の任用教員	60	125	8	18	211	△ 2
	非常勤講師	0	3	0	2	5	2
	他自治体現職教諭	15	7	1	2	25	△ 1
	民間企業勤務	4	9	3	0	16	△ 7
	その他	5	7	1	5	18	△ 3